

番 号	30請願第10号 (まちづくり環境委員会付託)
受理年月日	平成30年11月30日
件 名	主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、公共財としての日本の種子を保全する参議院での附帯決議に基づく新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出を求めることについて
提 出 者	三鷹市所在 新日本婦人の会三鷹支部 代表 高橋 友子
紹 介 議 員	嶋崎 英治
要 旨	
<p>〔趣旨〕</p> <p>主要農作物種子法は、昭和27年、二度と国民を飢えさせないため、日本の基幹農作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律です。以来、各都道府県の各地域の風土に合った品種が開発され、現在、米の種子は100%自給しています。この主要農作物種子法が平成30年4月1日をもって廃止されました。</p> <p>政府は主要農作物種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしていますが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律です。主要農作物種子法という根拠法がなくなれば、役割を義務づけられなくなった都道府県は、予算措置ができず、いずれ放棄してしまうことが懸念されます。種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることとなります。</p> <p>しかも、種子の場合、世界の種子市場の7割を占めている巨大多国籍企業という民間が参入することになります。日本で種子の独占と農薬多投のF1種や遺伝子組み換えの米、麦、大豆などの基幹農作物の栽培によって農地環境破壊と市民の健康が脅かされる懸念があります。この懸念には、遺伝子組み換えの花粉が在来種と交配し、種子を汚染することも含まれます。</p> <p>また、農業競争力強化支援法には、銘柄集約の項があり、よく売れる品種に絞られてしまう懸念があります。少量でも多品種を維持することは、気候変動や病害虫による食糧危機から市民を守るために必須です。基幹農作物の種子に関しては、市民の食糧主権を守るという観点から、官の役割が必要と考えます。</p> <p>これらの懸念事項は、消費者並びに三鷹市の農業及び農家にとっても重要な問題です。</p>	

種子法廃止に当たり、参議院では附帯決議として「都道府県での財源確保」「種子の国外流失禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められています。

よって、三鷹市議会として、主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と施策を行うことを求める意見書を提出してください。